

学部長候補者選考等に関する規程

昭和58年12月23日制定

平成 8年12月20日改正

平成20年 4月 1日改正

第1条 学部長候補者（以下「候補者」という。）の選考等については、この規程の定めるところによる。

第2条 学部教授会（以下「教授会」という。）は、次の各号の一に該当する場合に、候補者の選考を行う。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
- (2) 学部長が辞任を申し出、理事会がこれを承認したとき。
- (3) 学部長が欠員となったとき。

2 候補者の選考は、前項第1号に該当する場合には任期満了の60日前までに、前項第2号および第3号に該当する場合には、速やかに開始するものとする。

第3条 教授会は当該学部の専任教授のなかから候補者1人を選考する。

2 候補者選考にかかわる教授会の構成員は、当該学部の専任教授のみとする。

第4条 各学部は、候補者を決定したときは、学長に推薦する。

第5条 学部長の任期は2箇年とし、7月1日に始まり、翌々年の6月30日をもって満了するものとする。ただし、再任を妨げない。

2 第2条第1項第2号および第3号にかかわる後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学部長は、その任期満了のあとでも、後任者が任命されるまで、従前の職務を行うものとする。

4 学部長である者の定年退職日は、就業規則の規定にかかわらず、定年到達年度の翌年度の6月30日とする。

第6条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て北里研究所理事会が決定する。

附 則

1 この規程は、昭和58年12月23日より施行する。

2 この規程の施行をもって、昭和51年1月30日承認の「学部長候補者選考に関する基本方針について」は廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。